

答 申

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、平成28年4月15日付け職員第4号で行った「第4回接遇向上推進会議で事務局から、来庁者からの意見を紹介したうえで、各所属で身だしなみの確認を依頼した。その依頼を受けて各所属がどのように取り組み確認したかがわかる行政情報」の行政情報不存在決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人（以下「請求人」という。）が四日市市情報公開条例（平成12年四日市市条例第63号。以下「条例」という。）に基づいて平成28年4月1日付けで行った行政情報の開示請求に対し、実施機関が平成28年4月15日付けで行った行政情報不存在決定について、これを取り消すことを求めるものである。

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書（不服申立書）、反論書、口頭意見陳述補足資料、口頭による意見陳述及び追加意見書兼口頭陳述申出書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

- (1) 開示を求めている文書は、「第4回接遇向上推進会議で事務局から、来庁者からの意見を紹介したうえで、各所属で身だしなみの確認を依頼した。その依頼を受けて各所属がどのように取り組み確認したかがわかる」行政文書である。
- (2) 第4回接遇推進会議で事務局から、来庁された方からのご意見もあることを踏まえ、今一度各所属で身だしなみについて確認していただきたい、と説明があった。別件で、広報広聴課と職員研修所の所長と同席させていただいて四日市の職員の皆様の体質と身だしなみに関して協議させていただいた際には庁内ラン等で指示が出たり連絡されたりする等の仕組みに関しても確認していますが、市役所の全部署で、全く文書等で報告されていないものは組織として業務のありかたとしておかしい。
- (3) 請求人は行政情報開示請求の後、職員研修所を訪問して四日市市情報公開条

例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定いたしましたし、ましようとして申し出ているがほとんど相手にされないで一方的に開示決定されている。請求者が求めている行政情報（職員研修所の所長の上司もしくは他部署が決裁した物）とはまったく違う物を探しているのではないのでしょうか。よって、再度請求人の求めている行政情報を協議・協力して特定し、請求人が求める行政情報を開示していただくことをお願いいたします。

(4) (3)により、協議・協力して再度請求者が求める行政情報を確認しても存在しない場合はありえないことですが、今回と同様に行政情報不存在決定とせざるをえない事になります。その場合、情報公開条例の第1条（目的）による行政としての説明責任が発生してくることはご認識いただきたいと思います。

(5) 開示請求書には開示していただく行政情報の特定に関しては四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項の趣旨に従って協議・協力の上特定出来る様に宜しくお願いいたします。と記載されておりますので行政情報の特定に協力しなかったことによる、今回の行政情報開示決定は四日市市情報公開条例第1条（目的）及び第6条第2項に違反している為、重大な情報公開条例違反であり、開示決定担当部署は知る権利の保障を妨害している。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述及び回答書で主張した内容の要旨は、次のとおりである。

(1) 第4回接遇向上推進会議で事務局から依頼した身だしなみの確認については、議事録の供覧等により各所属で周知を行っているが、事務局から各所属部署に対し、何らかの書面を交付していない。また、同会議で、各所属で身だしなみの確認を依頼した際、各所属部署から身だしなみの確認を部署にて周知したことを実施機関に報告した書面はない。

(2) 各所属で接遇向上について1年間の取り組みの計画を立て、取り組みシートというものを作成し、四半期に1回、自分たちの接遇を省みるチェックというものをやっているが、本件開示請求の際、請求人は、その行政情報の開示は求めていなかった。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例の目的は、市民の知る権利を尊重し、行政情報の開示を請求する権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、市民による参加の下、市民と市との協働により、公正で民主的な市政を実現するというものである。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、情報公開の趣旨を尊重し、条例を厳正に解釈して、審議するものである。そして、当審査会は、請求人及び実施機関の主張を具体的に検討した結果、次のとおり判断する。

(2) 行政情報の不存在について

ア 請求人の主な主張は、「第4回接遇推進会議で事務局から、来庁された方からのご意見もあることを踏まえ、今一度各所属で身だしなみについて確認していただきたい、と説明があった。別件で、広報広聴課と職員研修所の所長と同席させていただいて四日市の職員の皆様の体質と身だしなみに関して協議させていただいた際には庁内ラン（原文ママ）等で指示が出たり連絡されたりする等の仕組みに関しても確認していますが、市役所の全部署で、全く文書等で報告されていないものは組織として業務のありかたとしておかしい。」というものである。

イ 当審査会において、実施機関からの説明を受けたが、実施機関の説明に不合理な点はなく、本件行政情報が存在しないと判断できる。そのため、本件行政情報を不存在とした実施機関の判断は妥当である。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

7 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 7月25日	・ 諮問書受理
平成28年10月 3日	・ 実施機関の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第5回審査会合議体)
平成28年10月 6日	・ 審査請求人に対し、口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成28年11月 4日	・ 審査請求人より口頭意見陳述補足資料を受領
平成28年11月 4日	・ 審査請求人の口頭による意見陳述及び審議 (平成28年度第6回審査会合議体)
平成28年11月28日	・ 審査請求人より追加意見書兼口頭意見陳述申出書を受領
平成28年12月 2日	・ 実施機関より回答書を受領
平成28年12月19日	・ 審議 (平成28年度第7回審査会合議体)
平成29年 2月13日	・ 答申

経緯 (参考)

平成28年 4月 1日 行政情報開示請求
 平成28年 4月15日 行政情報不存在決定
 平成28年 5月24日 審査請求
 平成28年 6月21日 弁明書
 平成28年 7月 5日 反論書